平成２２年（フ）第１２６７５号
千葉県市川市湊新田２丁目５―18―101
債務者　真山　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６７９号
埼玉県川越市大字大塚新田473―６―102
債務者　松田　優
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６８０号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716―３―７―402
債務者　久保　恵
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６８３号
東京都品川区平塚１丁目３―５―101
債務者　田中　光一
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６８５号
東京都府中市是政５丁目10―34―402
債務者　瀬賀　晴友
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６８８号
東京都大田区中央８丁目28―３―303
債務者　塚原　英稔
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６８９号
東京都大田区中央８丁目28―３―303
債務者　塚原　愛奈
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６９４号
東京都国分寺市泉町３丁目29―13
債務者　須田　佳子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６９５号
東京都台東区寿１丁目18―８―403
債務者　小山　敬司
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６９６号
東京都江戸川区篠崎町８丁目11―９―105
債務者　伊藤みずか
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６９７号
東京都品川区平塚２丁目18―４
債務者　大久保拓也
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６９８号
東京都台東区日本堤１丁目17―６　大東館
債務者　相樂須美男
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６９９号
東京都品川区西中延１丁目２―８―407
債務者　米本美和子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４４号
神奈川県海老名市杉久保北５丁目20番27号
債務者　森田　由美
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８１０号
神奈川県海老名市下今泉１丁目１番８号　シティハイムシマムラⅠ―101
債務者　大川　寛喜
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１号
熊本県八代市郡築八番町43番地２
債務者　吉田　雅
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部